就 任 承 諾 書

　私儀、今般地縁による団体「　　　　　　　　」通常総会において同団体の代表者に選任されましたので受諾し、これを届け出ます。

　また、告示事項である代表者の職務執行停止及び職務代行者並びに代理人の有無等については、以下のとおりです。

　令和　　年　　月　　日

住　所

氏　名

　玉名市長　様

○裁判所による代表者の職務執行停止の有無及び職務代行者の選任の有無

＊民事保全法に基づく処分（　職務執行停止・職務代行者－　有　・　無　）

※職務代行者有の場合　その氏名及び住所

　　（氏名　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　）

民事保全法　第５６条（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託）

　　法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がなされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。

○代理人の有無

＊地方自治法第２６０条の８及び第２６０条の９並びに第２６０条の１０に規定する代理人（　有　・　無　）

　　　※代理人有の場合　その氏名及び住所

　　　　　（氏名　　　　　　　　　住所　　　　　　　　　　　　　　）

地方自治法

　　第２６０条の８　認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

　　第２６０条の９　認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

　　第２６０条の１０　認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。